

鹿屋市優良工事等表彰実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市優良工事等表彰実施要綱（平成28年鹿屋市告示第29号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別記第2号様式及び別記第3号様式中

「

--	--	--

	監理技術者 主任技術者	
--	----------------	--

を

「

--	--

		監理技術者 主任技術者 現場代理人	
--	--	-------------------------	--

に改める。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。